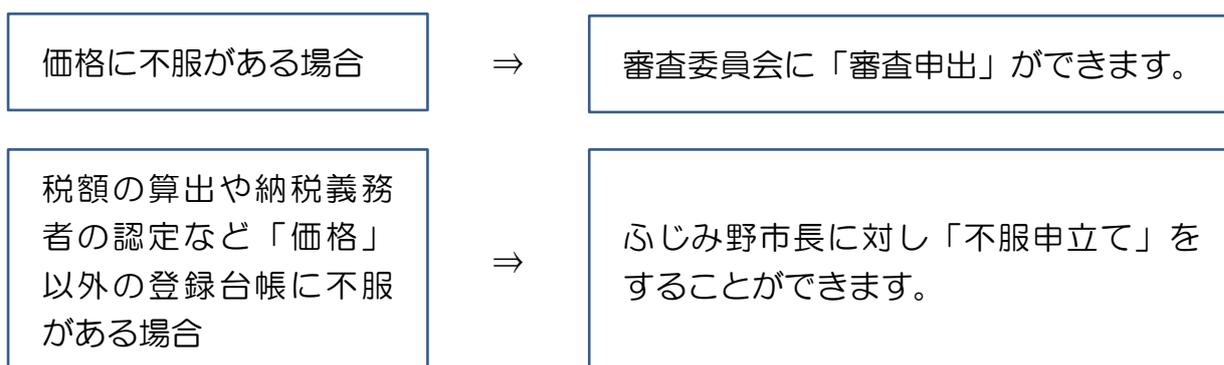


# 固定資産の価格に関する不服審査について

ふじみ野市固定資産評価審査委員会  
電話 049-262-9047（直通）

## 1 審査の申出

- (1) 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された価格（以下「価格」といいます。）についての不服がある場合には、文書をもってふじみ野市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。
- (2) 審査委員会は、価格についての不服を中立的な立場で審査・決定するために設けられた第三者機関で、審査委員会に審査の申出ができるのは「価格」に関することに限られます。審査委員会には「価格」に関する不服以外の審査申出はできません。  
また、審査申出にあたっては、あらかじめ税務課にて課税根拠等の説明を必ず受けてください。



## 2 審査の申出ができる人

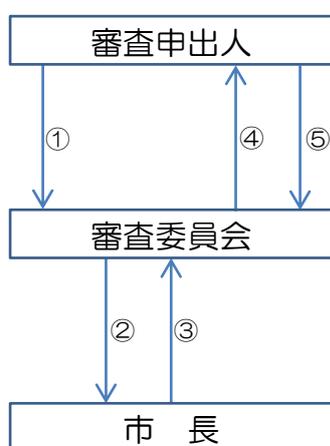
固定資産税の納税者又はその代理人によって審査の申出ができます。代理人が審査の申出をする場合は、審査申出書に委任状を添付してください。

## 3 審査申出書の提出方法

- (1) 審査申出書は、審査委員会事務局に提出してください。また、郵送により審査委員会に提出することもできます。  
なお、郵送により提出した場合の審査の申出年月日は、通信日付印（消印）により表示された日となります。
- (2) 審査申出期間は、固定資産課税台帳への登録について公示された日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内です。また、公示の日後において価格等の決定又は修正があったものについては、その通知を受けた日から3か月以内です。
- (3) 審査申出書は、正副2通提出してください（そのほか本人控えを1通保管しておいてください。）。

## 4 審査の方法

- (1) 審査は3人の委員で行い、次のとおり審査申出書、弁明書、反論書、その他証拠書類等により審査をする書面審理を原則とします。



- ① 審査申出書の形式審査を行い、記載事項等に不備がある場合、期限を定めて補正を行います。
  - ② 市長に対して、弁明書の提出を要求
  - ③ 弁明書の提出
  - ④ 審査申出人に弁明書を送付
  - ⑤ 審査申出人は、弁明書に反論がある場合は、反論書を提出
- ※ このほか、必要に応じて審査に必要な証拠書類の提出をお願いすることもあります。

- (2) 口頭による意見陳述

審査申出人は、審査申出書、反論書などの書面では十分記述しきれなかった点を補完するため、審査委員会に口頭で意見を述べるすることができます。口頭による意見陳述を希望する場合は、審査申出書の「口頭による意見陳述の希望の有無」欄の該当箇所を○で囲んでください。

- (3) 口頭審理

審査委員会が審査のために必要と認めた場合は、審査申出人、市側関係者、その他関係者の出席を求め、口頭による陳述を聴取する「口頭審理」を行います。

- (4) 実地調査

審査委員会が審査のために必要と認めた場合は、実地調査を行います。

## 5 審査の決定

- (1) 審査委員会の決定については、決定書を審査申出人に送付します。

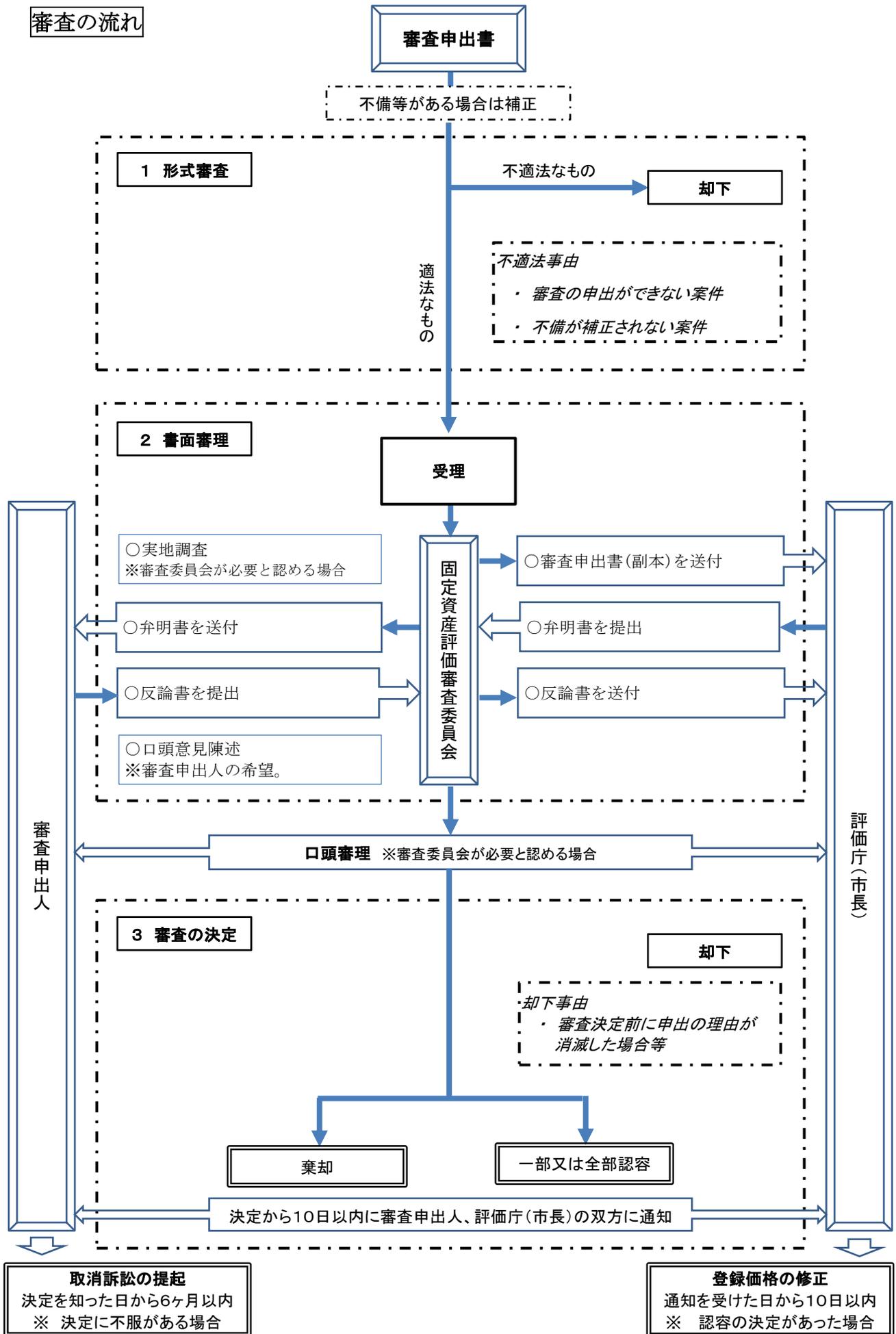
- (2) 審査委員会の決定に不服があるときは、決定書の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、ふじみ野市を被告として（ふじみ野市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）、決定の取消しを求めて訴訟を提起することができます。

なお、審査委員会の決定を経ないで訴訟を提起することはできません。

- (3) 審査の申出をしても、固定資産税にかかる徴収金（固定資産税、延滞金など）の徴収は停止されませんのでご注意ください。審査委員会の決定により価格が修正され、税額が減額となる場合は、既に決定された税額の更正が行われます（価格が修正されても、税額に影響がない場合もあります。）。

当委員会は、できるだけ早く審査を決定するよう事務を進めておりますが、審査の手続き（市長に弁明書、審査申出人に反論書を求めること等）に時間がかかることもあり、審査申出の日から30日を経過して審査決定がされる場合もあることについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

審査の流れ



## 審査申出書（土地）

〇〇年〇〇月〇〇日

ふじみ野市固定資産評価審査委員会 あて

地方税法第432条第1項の規定により、次のとおり審査の申出をします。

審査申出人 (台帳上の納税者・所有者)		住所(所在地)		ふじみ野市福岡一丁目1番1号			
		氏名(名称)		大福太郎 ㊟			
		電話番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
審査申出人が法人等の場合、総代を互選した場合、代理人の場合		区分 (○をつける)		1 代表者	2 管理人		
		住所		3 総代	4 代理人		
		氏名		㊟	電話		
申出物件	番号	土地の所在	地番	地目		台帳地積 (㎡)	登録価格 (円)
				登記	現況		
	1	大井中央一丁目	1番1号	宅地	宅地	245.15	3,520,150
	2						
3							
審査申出の趣旨及び理由(具体的に記入してください。)							
課税台帳の登録事項に疑義があるので、公正な価格への修正を求める。 審査申出の土地は、1㎡当たりの価格が標準地と同額になっているが、標準地と比較して、土地の形状等が悪い土地なので、評価額を40%減額してほしい。							
添付書類		納税通知書の写し					
口頭による意見陳述の希望の有無(○をつける。)			有 ・ ㊟				

(注意)

- この申出書は、正副2通作成してください。
- 審査申出人が法人の場合又は法人でない社団若しくは財団である場合は、その代表者又は管理人の資格証明書を添付してください。
- 総代を選出した場合は総代互選書を、代理人を立てた場合は委任状を提出してください。
- 申出物件欄に書ききれない場合は、別紙(A4版用紙)に記入されても結構です。